

大野市教育振興基金設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新	旧
<p>(基金) 第2条 基金の種類は、次のとおりとし、基金は寄付金をもってあて る。 (1)～(6) 略 <u>(7) 学校教育振興基金 (天谷基金)</u></p>	<p>(基金) 第2条 基金の種類は、次のとおりとし、基金は寄付金をもってあて る。 (1)～(6) 略</p>